

コ・ス・パテニススクール会則

1. 総則

第1条【定義】

本会則は、株式会社 COSPA ウェルネス (以下、「会社」という。)が運営するテニスクラブコ・ス・パのテニススクール(以下「本スクール」という。)会員に適用されるものとし、また、外国語に翻訳し対訳形式で発行する会則(以下、「翻訳版」という。)を作成する場合、日本語による会則(以下、「日本語版」という。)を正本とし、翻訳版において日本語版の内容と不一致がある場合は、日本語版を優先してすべての会員に適用します。

第2条【運営・管理・目的】

本スクールは、会社が運営・管理を行い、会員が本スクールや諸施設(以下「施設」という。)を利用して、テニスの上達、心身の健康維持・増進を図ることを目的とします。

2. 会員

第3条【会員】

本スクールは会員制とし、すべての会員は利用する店舗(以下「登録店舗」という。)において定められたコースの曜日、時間においてスクールを利用することができます。

第4条【入会手続き】

本会則を承認の上、会社所定の入会手続きを行い、会費およびその他会社が定める料金を納入し、会社により会員の資格を認められた方を本スクールの会員とします。

第5条【入会資格】

- ①本スクールへの入会資格は、本会則および会社、本スクールならびに登録店舗が定める諸規則(以下「本会則等」という。)を遵守できる方とします。また、次の各号のいずれかに該当する場合は入会することができません。
 1. 感染症、感染性のある皮膚病、およびこれに類する疾患を有する方。
 2. 刺青・タトゥーのある方。
 3. 本会則第29条各号に定める反社会的勢力に該当する方。
 4. 妊娠中の方。
 5. 医師から運動を禁止されている方。
 6. 会社が本スクールの円滑な運営に支障をきたす恐れがあると認めた方。
 7. 過去に会社、本スクールまたは登録店舗より除名等の通告を受けている方。
 8. 氏名、生年月日、住所が記載された本人確認書類を提示できない方。
- ②本スクールは必要により、医師の健康診断書等の提出を求めることができ、運動を行うことが好ましくないと判断される場合、入会をお断りする場合があります。

第6条【未成年者の入会手続き】

未成年者が入会を希望する場合は、本人とその親権者等の法定代理人(以下「法定代理人」という。)が連署の上、入会手続きを行うものとします。この場合、法定代理人は、法令に定めがある場合を除いて本会則等に基づき責任を本人と連帯して負うものとします。

第7条【会員証】

- ①会社は、入会した会員に対して会員資格を証するため、会員証を発行しこれを貸与するものとし、会員は、本スクールを利用するとき必ず会員証を提示しなければなりません。
- ②会員資格を喪失した場合、会員は会員証を速やかに会社に返還もしくは自身で使用できない状態にし処分しなければなりません。
- ③会員証を紛失した場合、会員は速やかに登録店舗に届け出るとともに、所定の手数料を支払い再発行の手続きをとらなければなりません。
- ④本スクールが会員証に代わる会員の認証方法を定めているときには、当該スクールが定めた方法によるものとする。
- ⑤会員証、会員資格を他に譲渡、共有または貸与することができないこととする。

第8条【諸会費・諸料金等】

- ①会員は、会社所定の諸会費、諸料金、その他費用(以下、「会費等」という。)を会社所定の方法で、会社に納入しなければなりません。一旦納入された会費等は、第11条に基づき会員資格を喪失した後の期間に相当する会費等を返還すべき場合その他法律上の理由または会社が認める場合を除き、返還できません。また、入会申込書その他の会費から受領した書面等は返却いたしません。
- ②クラブが別途定める特典適用条件期間中に会員が退会する場合、本クラブが定めた解約金を支払うものとし、また、当該退会が会社の責による場合はこの限りではありません。
- ③会費等の金額、支払時期、支払方法等は会社がこれを定めます。
- ④会社は、本スクールの運営上必要と判断した場合または、経済・社会情勢等に応じて、コースの改廃もしくは会費等の金額を変更いたします。その場合、会社は1ヶ月前までに会員に告知するものとします。
- ⑤会員は、本会則等に基づき会員契約が終了した後においても、会費等の未払金を支払わなければなりません。

第9条【諸手続き】

- ①会員は氏名、住所、連絡先等入会申込書に記載した内容に変更があった場合には、速やかに変更手続きを完了しなければなりません。
- ②会員は、各種変更手続き、契約ロッカー等の継続、更新手続き等を行う場合、所定の期限までに登録店舗において会社所定の方法で完了しなければなりません。
- ③会社から会員に対して行う通知・連絡等は、本スクールの所定の場所に掲示または会社のウェブサイトに掲載する方法により行い、これによりすべての会員はその予告をうけたものとみなします。ただし、重要な事項に関する通知または予告は、電子メール・郵便・電話等により個別に連絡いたします。
- ④会社が会員宛てに通知を発する場合は、会員から届出のあった最新の連絡先に行きます。会員が連絡先の変更に必要な手続きを怠ったことにより会社からの通知が不到達となっても、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第10条【会員権の譲渡・名義変更】

会員は会員権をいかなる場合も譲渡および貸与し、またはその名義を変更することができません。

第11条【会員資格の喪失】

会員は次の各号のいずれかに該当する場合には、会員資格を当然に喪失します。

1. 会員の都合による退会の申し出を会社が承認したとき。
2. 会員本人が死亡したとき。
3. 本会則に基づき会社より除名されたとき。
4. 本スクールまたは登録店舗が閉鎖されたとき。
5. 破産、民事再生の申立てがあったとき。

第12条【会員の除名】

会員が次の各号のいずれかに該当する場合または該当することが明らかとなった場合は、会社は通知の上その会員を除名することができます。

1. 第5条の入会資格を喪失したとき。
2. 本会則等に違反したとき。
3. 会社、本スクールまたは登録店舗の名誉を傷つけ、または秩序を乱したとき。
4. 会社が定めた期限を過ぎて会費等を滞納し会社からの警告・督促にも応じず支払わないとき。
5. 入会に際して、会社に虚偽の申告をしたとき。
6. 会社が本スクールの円滑な運営に支障をきたすと認めたとき。
7. 法令違反の事実が発覚する等、会社が本クラブの会員としてふさわしくないと判断したとき。
8. 第19条に掲げる禁止行為を行ったとき。
9. その他会社が除名相当と認めたとき。

第13条【休会】

別に定める休会ルールに則り適正に届出られた休会のみ受け付けます。

第14条【退会】

- ①会員本人の都合により本スクールを退会するときは、本スクールが定める期日までに、会員本人またはその法定代理人が登録店舗の受付にて、退会届の提出、会員証の返還等、会社所定の手続きを完了し、会社の承認を得るものとします。電話・FAX・電子メール等による申し出は無効とし、本人および法定代理人以外の代理人による手続きの場合は委任状を提出いただきます。
- ②会員は退会が有効となった月末までの会費等を支払わなければなりません。また、会費等の未払いがある場合は完納しなければなりません。
- ③退会届が提出されない限り、会員資格は有効とし、施設利用の有無に関わらず、会費等をお支払いいただきます。
- ④次の各号のいずれかに該当する場合、会社は会員を退会させることができるものとします。ただし、これによる退会の場合でも本条第②項を適用します。
 1. クレジットカードでのお支払いの場合
登録のクレジットカードで会費引き落としができず、会社が定める期日までに会員が所定の手続きを完了しなかった場合。
 2. 口座振替でのお支払いの場合
会員が会費等を3ヶ月以上滞納した場合。

3. 施設の利用

第15条【諸規則の遵守】

会員は施設利用に際して、本会則等を遵守するものとし、施設内では本スクールの施設スタッフの指示に従わなければなりません。

第16条【会員の施設の利用範囲】

会員の施設の利用範囲、その条件および特典については会社が別に定めるものとします。

第17条【会員外の利用】

会員以外の者であっても貸しコートやイベントの参加等で施設を利用することができます。その場合当該利用者にも本会則が適用され、「会員」を「利用者」とよみかえるものとします。

第18条【入場の禁止・退場】

- ①会社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員の施設への入場または施設の一部利用を禁止し、退場を命じることができます。
 1. 酒気を帯びているとき。
 2. 一時的な筋力のけいれんや意識の喪失等の症状を招く疾病を有することが判明し、会社が危険と判断したとき。
 3. 第5条1号から8号に該当することが判明したとき。
 4. 他の施設利用者に迷惑になる物品や動物を持ち込むとき、または持ち込もうとしたとき。
 5. 営利を目的として施設を使用していると判断されるとき。
 6. 正当な理由なく、会社および施設スタッフの指示に従わないとき。

第19条【禁止事項】

- ①会社は、会員が施設内において次の行為を行うことを禁止します。
 1. 他の施設利用者や施設スタッフを誹謗、中傷すること。
 2. 他の施設利用者や施設スタッフを殴打したり、身体を押しやり、拘束する等の暴力行為。
 3. 大声、奇声を発したり、他の施設利用者や施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為。
 4. 物を投げる、壊す、叩く等、他の施設利用者や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
 5. 故意に施設、設備、器具、備品等を損壊する行為や無断での持ち出し。
 6. 他の施設利用者や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為。
 7. 正常な範囲を超えて、面談、電話、その他の方法で施設スタッフを拘束する等の迷惑行為。
 8. 痴漢、のぞき、露出、相手の望まない性的な言動、唾を吐く、その他法令や公序良俗に反する行為。
 9. 刃物等の危険物の館内へ持ち込み。
 10. 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。
 11. 高額な金銭、貴重品の館内への持ち込み。
 12. 身体障害者補助犬法で定められた盲導犬、介助犬および聴導犬を除く動物の持ち込み。
 13. 施設内での喫煙行為(電子タバコ、無煙タバコを含む)。
 14. 許可なく施設内での撮影行為(カメラ付き携帯電話含む)。

第20条【健康管理】

- ①本スクールを利用する方は各自の責任において健康管理を行うものとします。
- ②本スクールを利用する方が、感染症、感染性のある皮膚病・眼病、およびこれに類する疾患にかかった場合は、その旨を本人またはその法定代理人が速やかに登録店舗に届け出るとともに、各自の責任において必要な措置をとるものとします。

第21条【損害賠償責任】

- ①施設の利用に際して、会員または第三者に生じた人的・物的事故について、会社に故意・過失がある場合を除き、会社は一切賠償の責を負いません。
- ②会員またはその法定代理人は、本スクールの利用に際して、本人の責に帰すべき事由により、会社または、その従業員および第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償の責を負うものとします。

第22条【盗難・紛失および忘れ物】

- ①会員の本スクールの利用に際して生じた盗難・紛失・毀損については、原則として会員各自の自己責任とし、会社は損害賠償の責を負いません。ただし、会社に故意または過失がある場合は、会社は適正な範囲の賠償をするものとします。ロッカー等の収納物についてもこれと同様に扱います。
- ②忘れ物については、会社の定める保管期間経過後は、会員が所有権を放棄したものとみなすことができ、廃棄等の処分を行うことができますこととします。ただし、貴重品については最寄の警察署に届け出るものとします。

4. 施設の営業

第23条【営業時間】

営業時間は別に定めるものとします。ただし、営業時間を変更する場合は予め施設内に掲示をもって行います。

第24条【スクール、コースの改廃】

会社は利用状況等により、スクール、コースの改廃、曜日および時間帯の変更、廃止を行います。

第25条【休館】

- ①本スクールは、次の事由により施設の全部または一部を休館することがあります。
 1. 天災、地変、気象情報の発令、行政指導、法令等に基づく理由その他止むを得ない事由が発生したとき。
 2. 施設の改造または修理のとき。
 3. その他営業上必要が生じたとき。
- ②あらかじめ予定されている休業は原則1週間前までに告知します。ただし、本条第①項第1号に定める休業については会社は事前告知を要しないものとします。
- ③施設の一部分の利用制限・停止にとどまる場合には、会費の返還はせず、所定の会費をいただきます。また、施設の全部を休業する場合は、以下の通りとします。ただし、休業店舗以外の店舗を利用することができる措置をとる場合については以下の対応の対象外とします。
 1. 月間7営業日以上休業の場合は、所定の会費をいただきます。
 2. 月間8営業日以上休業する場合は、休業日数分を日割り計算し返金します。

第26条【個人情報保護】

会員は、自己が会社に提供した個人情報が正確であることを保証します。会社は、会員から提供された個人情報の取り扱いについて、関連法令および会社が定めるプライバシーポリシーを遵守します。プライバシーポリシーは会社のウェブサイトに掲載します。

第27条【利用制限】

会社は、施設を会員以外の方を対象としたスクール、その他イベント等の開催のため使用することに伴い、会員に対して当該施設の全部または一部の利用を制限することができるものとします。

第28条【施設の閉鎖】

- ①会社は次の場合に、本スクールの全部または一部を閉鎖または解散することがあります。この場合、会員は名目の如何を問わず損害賠償責任等の異議申立てをすることができません。
 1. 天災、地変、その他の事由により施設利用が不可能と認められたとき。
 2. 経営上の理由があるとき。
- ②本スクールの全部を閉鎖または解散する場合には、未実施分のレッスンについては、納入済みの会費を返還します。

第29条【反社会的勢力の排除】

会社および会員は、相互に、現在または将来にわたって、自らが以下各号に定める反社会的勢力に該当しないことを保証します。

1. 暴力団。
2. 暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む)。
3. 暴力団準構成員。
4. 暴力団関係企業。
5. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ。
6. その他前各号に準ずるもの。

5. その他

第30条【本会則の改定】

会社は必要と認めた場合、本会則の改定を行うことができます。なお、その場合会社は改定日の2ヶ月以上前に、施設内に掲示し、かつ会社のウェブサイトへ掲載することで予告を行います。改定内容は全会員に適用されるものとします。

第31条【本会則に定めのない事項】

本会則に定めのない事項については、必要に応じて会社が適宜これを定めます。

附則

本会則は、2022年7月1日より施行いたします。